

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定 ガイドライン

令和元年 6 月策定

令和 3 年 7 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

令和 8 年 ● 月改訂

経済産業省 資源エネルギー庁

国土交通省 港湾局

目次

第1章 総則	2
1. 本ガイドラインの位置付け.....	2
2. 用語の定義.....	2
第2章 促進区域の指定に関する規定	3
1. 促進区域の指定（第10条）.....	3
2. 協議会（第12条）.....	4
第3章 促進区域の指定の基準	5
1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）.....	5
2. 周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること（第2号）.....	6
3. 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号）.....	6
4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）.....	7
5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）.....	8
6. 発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること（第6号）.....	8
7. 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第7号）.....	9
8. その他促進区域の指定に当たって考慮すべき事項.....	9
9. 促進区域の指定基準の目安の見直しについて.....	9
第4章 促進区域の指定に係る手続	10
1. 促進区域の指定に係る手続の概要.....	10
2. 既知情報の収集及び系統確保スキームの事前調査.....	11
3. 有望区域及び準備区域の整理.....	11
4. 協議会の設置、運営.....	13
5. 区域の状況の詳細な調査.....	15
6. 海洋環境等に関する調査.....	17
7. 促進区域の指定基準への適合性の判断.....	18
8. 計画的・継続的な促進区域の指定.....	18
9. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等.....	19
10. その他の留意事項.....	20
第5章 本ガイドラインの補足	23
1. ガイドラインの補足.....	23

第1章 総則

1. 本ガイドラインの位置付け

経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「本法」という。）第6条により政府が定める基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、本法第10条第1項第1号から第7号までに掲げる基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することとされている。

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定する際には、当該区域の状況の調査、環境大臣による海洋環境等調査、促進区域の指定の案の公告、縦覧、利害関係者による意見書の提出、農林水産大臣、環境大臣及びその他の関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の法定の手続を経る必要がある。

また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、当該指定をしようとする区域について、協議会が設置されているときには、協議会の意見を聴かなければならないものとされている。

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、海洋再生可能エネルギーのうち早期の事業化が見込まれる洋上風力を念頭に、本法の定める促進区域の指定の基準や手続について、具体的な考え方や実際の運用方針を記載したものである。

なお、促進区域の指定後の公募の運用については、別途定める「一般海域における占用公募制度の運用指針」を参照されたい。

2. 用語の定義

海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）

本法における発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブルを含めるものとする。

第2章 促進区域の指定に関する規定

本法における促進区域の指定に関する規定の概要は、以下のとおりである。

1. 促進区域の指定（第10条）

（1）促進区域の指定の基準（同条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、以下の基準に適合するものを、促進区域として指定することができる。

- ① 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）
- ② 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること（第2号）
- ③ 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号）
- ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）
- ⑥ 当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境（以下「海洋環境等」という。）の状況からみて、発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること（第6号）
- ⑦ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第7号）

（2）区域の状況の調査（同条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定をしようとするときは、当該区域の状況を調査する。

（3）上記（2）の調査に係る区域の位置等の通知（同条第3項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記（2）の調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知する。

（4）環境大臣による海洋環境等調査（同条第4項）

環境大臣は、上記（3）の通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表する。

（5）促進区域の指定の案の公告、縦覧（同条第5項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記（4）の通知に係る区域について、促進区域の指定をしよ

うとするときは、当該指定をしようとする促進区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(6) 利害関係者による意見書の提出（同条第6項）

利害関係者は、上記（5）の縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、意見書を提出することができる。

(7) 関係行政機関の長との協議、都道府県及び協議会からの意見聴取（同条第7項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定しようとするときは、上記（6）で提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、下記2の協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。

2. 協議会（第12条）

(1) 協議会の組織（同条第1項）

経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(2) 協議会の構成員（同条第2項）

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事（第1号）
- ② 農林水産大臣及び関係市町村長（第2号）
- ③ 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者（第3号）

(3) 協議会の組織の要請（同条第3項、第4項）

関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。この要請を受けた経済産業大臣及び国土交通大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

(4) 協議の結果の尊重

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（同条第6項）

第3章 促進区域の指定の基準

本法第10条第1項は、以下の第1号から第7号までの基準に適合する区域を促進区域に指定することができる」と定めている。

- ① 発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）
- ② 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること（第2号）
- ③ 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号）
- ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）
- ⑥ 当該区域の海洋環境等の状況からみて、発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること（第6号）
- ⑦ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第7号）

促進区域の指定に当たっては、同項各号に掲げる基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定することとなる。

本章では、上記の促進区域の指定の各基準についての具体的な考え方について記載する。

1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）

発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。（本法第10条第1項第1号）

本法第10条第1項第1号については、（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること、（2）発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれることをそれぞれ判断する。

（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること

「気象、海象その他の自然的条件が適当であること」は、以下の視点から確認する。

- 国内及び海外の事例等も踏まえ、自然的条件（風況、水深、地盤等）から洋上風力発電事業の事業性が確保できる見込みがあると総合的に判断できること。

※ 風況については、NeoWins（NEDO 洋上風況マップ）における高度140mでの年平均風速が7m/s（15MW級風車のハブ高さ付近における風速がレーレ分布に従う場合の理論設備利用率が35%以上）を目安とする。ただし、7m/s未満の場合でも一律に対象外とするものではない。

※ 着床式洋上風力発電は水深が概ね50m又は60m程度までの海域を対象とし、それより深い

水深の場合は浮体式による実施を想定する。

- 本法に基づく発電設備及び維持管理に係る基準等に照らし、現時点の技術で合理的に発電設備の設置が可能であること。

(2) 発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること

「発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること」は、以下の視点から確認する。

- 国内や海外の事例、区域ごとの事情、競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら、効率的な事業の実施が可能となる促進区域の規模であること。

※ 洋上風力発電のコスト低減の進む欧州主要国において本ガイドライン策定当初までに設置又は入札の対象とされた洋上風力発電1区域当たりの平均容量は約35万kWである。

※ 本ガイドライン策定当初までの陸上風力発電におけるコストデータを分析すると、3万kW以上の案件について、より低い資本費(万円/kW)で事業が実施できている。

2. 周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること(第2号)

当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。(本法第10条第1項第2号)

「周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること」は、以下の視点から確認する。

- 大型の船舶が頻繁に通航するような海域を避け、当該海域と適切な離隔距離が確保可能であると見込まれること。
- 開港保全航路及び緊急確保航路の区域と重複しないこと、また周辺港湾への大型の船舶の入出港に著しい支障を及ぼすものではないと見込まれること。
- 促進区域内における発電設備の設置又は維持管理に係る船舶の通航が適切に確保できると見込まれること。
- 発電設備が適切な機能を発揮可能な発電設備間の離隔距離が適切に確保できると見込まれること。

3. 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること(第3号)

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。(本法第10条第1項第3号)

「発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること」は、以下の視点から確認する。

- 当該促進区域等(周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む)に設置が見込まれる発電設備の規模と、区域指定時点で想定されるSEP船等の能力に鑑みて、発電設備の効率的な設置及び維持管理

が可能と見込まれる範囲内に基地となる港湾があること。

- ▶ 基地となる港湾は、外貿貨物の輸入に使用可能な岸壁を有し（見込み含む）、当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模（基数）及び、区域指定時点で想定される発電設備の諸元に鑑み、適当な耐荷重の岸壁及び適当な耐荷重、広さのふ頭用地を有する（見込み含む）こと。

なお、基地港湾の整備については、複数の案件による効率的な港湾の利用や広域性の観点を踏まえるとともに、一事業者だけではなく複数の事業者が採用しようとする発電設備も想定した上で検討する。

4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）

発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。（本法第10条第1項第4号）

「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保（ファーム型接続の場合は一般送配電事業者等により系統容量が確保されていること。ノンファーム型接続の場合は連系予約が確定されていること。以下同じ。）されることが見込まれること」は、以下（1）又は（2）の視点から確認する。

なお、（1）の系統確保スキームに基づく対応を原則とするが、令和5年6月時点で準備区域又はどの区域にも整理されていない地域において、以下①及び②の両方を満たし、（2）の要件に合致する場合には、事業者が確保している系統接続を活用する方式により事業者公募を実施する。

- ① 事業者が自身で確保している系統接続を当該都道府県に相談のうえ国に情報提供し、かつ、確保した系統接続を公募に提供する意思を示していること。
- ② 都道府県が、①に該当する系統接続の活用を前提として、国に対して当該区域の情報提供を行っていること。

（1）「系統確保スキーム」として、国が当該促進区域における合理的な系統接続の方針を整理し、電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約を行うよう要請済、又は要請が可能な状況にあると判断できること

- ▶ 第4章2. に規定する事前調査において、事業性の観点も含め当該区域の系統接続の見込みとともに系統確保スキームの適用を判断する。

（2）事業者が想定される発電事業の規模につき確保している系統接続を、促進区域の指定後の占用権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統接続に係る契約を承継すること）を希望していること

- ▶ 事業者が想定される発電事業の規模につき系統接続を確保している場合としては、①事業者が一般送配電事業者との間で接続契約を締結している場合、②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。
- ▶ ②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、以下の場合等が想定される。
 - ア 当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な

系統容量を確保又は連系予約している場合

- イ 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）

なお、暫定的な系統容量の確保又は連系予約がされている場合や系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。

5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）

発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。（本法第10条第1項第5号）

「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」は、以下の視点から確認する。

- 関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない。
- 漁業への支障の有無については、洋上風力発電によって想定される漁業への影響を考慮しつつ、併せて実施される共生策等を通じて、発電事業と漁業との共存共栄が実現可能かという観点から判断する。

※ 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。

6. 発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること（第6号）

当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境（以下「海洋環境等」という。）の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。（本法第10条第1項第6号）

「発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること」は、海洋環境等調査の結果を踏まえて判断する。その判断に際しては、発電事業の実施により海洋環境等に対して著しい影響を与えることを、回避又は低減することが可能かという視点から確認する。

7. 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第7号）

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域、同法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第2条第5項に規定する低潮線保全区域又は同法第9条第1項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。（本法第10条第1項第7号）

「漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと」は、以下の視点から確認する。

- 関係行政機関の長に対し、下記の区域との重複がないかを確認する。
 - （1）漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域
 - （2）港湾法に規定する港湾区域、同法の規定により都道府県知事が公告した水域
 - （3）海岸法の規定により指定された海岸保全区域
 - （4）排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律に規定する低潮線保全区域、同法の規定により国土交通大臣が公告した水域

8. その他促進区域の指定に当たって考慮すべき事項

発電設備の整備は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。（本法第3条）

本法は、基本理念として、発電設備の整備は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図ることを定めている（本法第3条）。

促進区域の指定に当たっては、本法が基準として明記しているもののほか、以下の事項について確認することにより、他の政策との調和を図ることとする。

- 後記（1）及び（2）の事項について、配慮すべき事項の有無やその内容について関係行政機関の長に確認する。
 - （1）海洋の安全の確保（航空路等）
 - （2）海洋に関する施策との調和（海底ケーブル、電波等）

9. 促進区域の指定基準の目安の見直しについて

促進区域の指定の基準のうち、特に自然的条件や規模については、本章において、国内や海外の事例等を踏まえ、一定の目安として具体的な数値を示したが、この目安については、本法の運用状況や今後の技術革新等を踏まえて常に見直していくこととする。

第4章 促進区域の指定に係る手続

- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定をしようとするときは、当該区域の状況を調査するものとする。(本法第10条第2項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。(同条第3項)
- ・ 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、次条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査(海洋環境等に関する調査をいう。)の項目ごとに、当該海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。(同条第4項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第1項の規定による指定をしようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定をしようとする促進区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(同条第5項)
- ・ 前項の規定による公告があったときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、意見書を提出することができる。(同条第6項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について第12条第1項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。(同条第7項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定をした促進区域の位置及び区域を公告しなければならない。(同条第8項)

1. 促進区域の指定に係る手続の概要

本法において、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣による区域の状況の調査並びに環境大臣による海洋環境等に関する調査の結果を踏まえ、促進区域の指定基準への適合性を判断するとともに、促進区域の指定の案の公告、縦覧、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の手続を経ることとされている。

また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、協議会が組織されているときは、促進区域の指定に当たり、協議会の意見を聴取することとされている。

具体的な運用に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保した上で促進区域の指定を行うため、(1)

様々な既知情報を収集した上で、(2) 協議会を通じて具体的な協議を行うべき有望区域を整理し、(3) 協議会での協議と並行して区域の状況に関する詳細な調査を行い、(4) 協議会における協議結果を含め、促進区域の指定基準への適合性を判断するというプロセスを経て促進区域の指定の案の公告及び縦覧を開始することとする。

2. 既知情報の収集及び系統確保スキームの事前調査

促進区域を指定するに当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣が区域の状況を調査しなければならないところ、(1) 当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報のほか、(2) 地元の利害関係者の意向や調整状況など、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報が必要である。これを踏まえ、まずは、上記の(1)及び(2)に関する様々な既知情報を収集する。

この際には、既存の文献やデータベースに基づく情報収集のほか、公平性、公正性、透明性を確保した上で、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用する。

特に(2)地域に関する情報については、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえ、都道府県から情報収集することとする。その際には、公平性、公正性、透明性の確保に留意しつつ、国から都道府県に対して有望区域等の整理に向けた情報提供を依頼することとする。

なお、都道府県から情報提供を受け付ける際、関係漁業者の意向確認や調整には水産部局との連携が重要であり、また、関係海運団体及び関係海運事業者の意向確認や調整には港湾部局との連携が重要であるため、国は都道府県庁内の部局間での連携状況について確認を行うこととする。また、当該区域の範囲が一の都道府県に収まる場合であっても、都道府県境の近隣に区域が設定されている等、他都道府県の漁業者の操業状況や利害関係者の扱い等に関して関係する都道府県庁等に対して確認することも重要であり、国からの情報提供依頼の際にはその旨を必要に応じて喚起する。

こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。

また、(1)の適合性に関する情報を収集した結果、事業者から公募に提供する意思が確認された系統接続が確保されておらず、また、他の情報等を踏まえて本法第10条第1項の規定による指定を行う見込みが一定程度あり、かつ、系統確保スキームの適用が想定される場合には、以下の事前調査を実施する。

- ① 当該区域における風況等の自然的条件を勘案し、発電設備の出力規模の範囲を算定する。
- ② ①の出力規模を踏まえ、系統接続の蓋然性や接続費用の概算を整理し、第3章4.(1)の基準への適合可能性の見込みを確認する。系統接続の蓋然性については、一般送配電事業者等に対して概略検討(接続検討における申込書記載項目について一定の仮定等を置いて技術的な観点から連系の可能性やその際の条件等の検討を行う作業を指し、送配電等業務指針に規定する接続検討としては取り扱わない。)を依頼し、その回答も踏まえて当該区域における系統接続の見込みを判断する。

3. 有望区域及び準備区域の整理

(1) 有望区域に整理するための要件等

既知情報を収集した上で、国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域を「有望区域」として整理する。

有望区域に整理されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
 - ※ 関係漁業団体の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする。
 - ※ 関係海運団体及び関係海運事業者の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする。
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

上記に加えて、都道府県からの情報提供の内容について、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他海洋に関する施策との調和を図る観点から、経済産業省及び国土交通省から農林水産省、環境省、防衛省その他関係行政機関の関係部局に対して事前に意見照会を行い、有望区域への整理は支障が生じるため留保すべき旨の意見があった場合には、有望区域への整理は行わない。

上記のうち、代表的な事項として以下に例示する（これらに限られるものではない点に留意）。

- ① 漁業・航路（利害関係者の特定・調整）
- ② 環境（国立公園・国定公園区域等）
- ③ 防衛（防衛施設や自衛隊等の運用）
- ④ 気象（気象レーダーと風車の距離、送電波の伝搬経路に対する風車の干渉の有無等）
- ⑤ 航空（風車によるレーダー等の無線施設の電波への影響、飛行経路、訓練空域、航空法に基づく制限表面（高さ制限）、風車による航空灯火への影響等）

なお、令和8年4月1日時点において有望区域として整理されている区域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）附則第2条に規定される「特定区域」に該当する。

（2）準備区域の整理

有望区域の要件は満たさないものの、都道府県として、今後、協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域については「準備区域」として整理する。

準備区域では、利害関係者等と調整中のため現時点で有望区域への整理を望んでいない地域も対象に含まれるものとし、実際に準備区域に整理する際には、当該都道府県はすべての関係漁業団体の意向に配慮したうえで、準備区域として公表されることについての可否を検討し、国はその検討結果を踏まえて当該区域の整理及び公表を判断する。

なお、準備区域は案件形成の初期段階に着手することを想定した施策（JOGMECによるサイト調査、系統確保スキームの事前調査、海洋環境等調査等）の対象となるほか、計画的・継続的な市場形成に向けた予見性を高める観点から、まずは準備区域への整理を視野に、都道府県には案件形成の初期段階からの情報提供を推奨することとする。

(3) 第三者委員会による意見の聴取（有望区域及び準備区域の整理）

有望区域の整理は、専門的・技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。本委員会では、有望区域や準備区域として整理する区域のほか、各区域において有望区域の整理に当たって付すべき条件等がある場合には、その内容について議論を行う。

有望区域を整理するための第三者委員会は、国から都道府県への情報提供依頼の実施ごとに開催するほか、必要に応じて適時開催することとする。

なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程（構成委員名を含む）を非公開とすることとする。ただし、有望区域の整理が完了した段階で、整理結果及びその理由等については公表するものとする。

4. 協議会の設置、運営

- ・ 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。（本法第12条第1項）
- ・ 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。（同条第2項）
 - （1）経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事（第1号）
 - （2）農林水産大臣及び関係市町村長（第2号）
 - （3）関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者（第3号）
- ・ 関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。（同条第3項）
- ・ 前項の規定による要請を受けた経済産業大臣及び国土交通大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。（同条第4項）
- ・ 関係行政機関の長は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し、協議会の構成員の求めに応じて、協議会に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。（同条第5項）
- ・ 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（同条第6項）
- ・ 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（同条第7項）

(1) 協議会の設置

有望区域に整理された区域については、都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、かつ、協議会を開始することにつき同意が得られているため、協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する。

なお、協議会の下部には、必要に応じて実務者会議等を設置し、協議の円滑な進行を図ることとする。

事業者選定後は、選定事業者も協議会、実務者会議等の構成員となり、協議会は事業の進捗報告等を通じた透明性確保の場として、毎年度1回は開催する。また、選定事業者は、選定後から公募占用計画の認定及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく発電事業計画の認定までの間に、事業計画の概要や協議会意見とりまとめへの対応方針を協議会で説明する¹。

（2）協議会における協議事項

本法上、協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。

関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、協議会（上述の実務者会議等を含む。）においては、下記のような事項に関して協議、情報共有を行う。

- ① 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整
- ② 事業者の公募に当たっての留意点
- ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

本法第12条第6項では、「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」と規定しており、協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として明示する。とりまとめには、発電事業に関する留意事項のほか、以下①～④に掲げる事項についても協議会での協議を踏まえて盛り込むこととする。

① 地域の将来像

選定事業者と当該地域の地元が協働して取り組むべき発電事業と地域・漁業との共存共栄の絵姿について、その地域の「将来像」として整理する。将来像ではその地域の特色を反映し、想定される共生策の例を併記する。

② 地域共生基金（地域や漁業との共生のために出捐される基金）

発電事業によって得られる利益を地域に還元し、それにより漁業等の振興を基に望ましい「地域の将来像」の実現を目指すことを目的として、選定事業者は地域に対し一定額を基金として出捐する。また、基金を原資に実施する共生策については、地域により多種多様な漁業が実施されている点を考慮して協議会において整理する。

なお、基金への出捐は、次の算定式を参考とし、地域の状況を踏まえ協議会で基金の規模を整理する。

- 発電設備出力（kW）の規模に、kW当たりの単価（250円）と公募占用計画の最大認定期間（30年）を乗じた額、すなわち「発電設備出力（kW）×250×30」で算定される額

③ 漁業影響調査の考え方

洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響を調査するために、地域の漁業の特性等

¹ 令和6年4月1日に施行された改正再エネ特措法においては、FIT/FIPの認定要件として、説明会の開催又は事前周知措置の実施が求められている。説明会において説明すべき項目などの要件の詳細は、「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ第2次取りまとめ」（2023年11月）の内容を踏まえ、改正再エネ特措法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において定められている。選定事業者は、改正再エネ特措法、改正再エネ特措法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき定められる説明事項等を参考としつつ、協議会において適切かつ十分な事業内容の説明をすることが求められる。

を勘案し、調査の方法及び考慮すべき事項を整理する。選定事業者は協議会で議論された内容を基本的な仕様として考慮し、漁業者等と議論のうえ、具体的な調査内容を設計する。

④ 発電設備等の設置に制約が生じる範囲

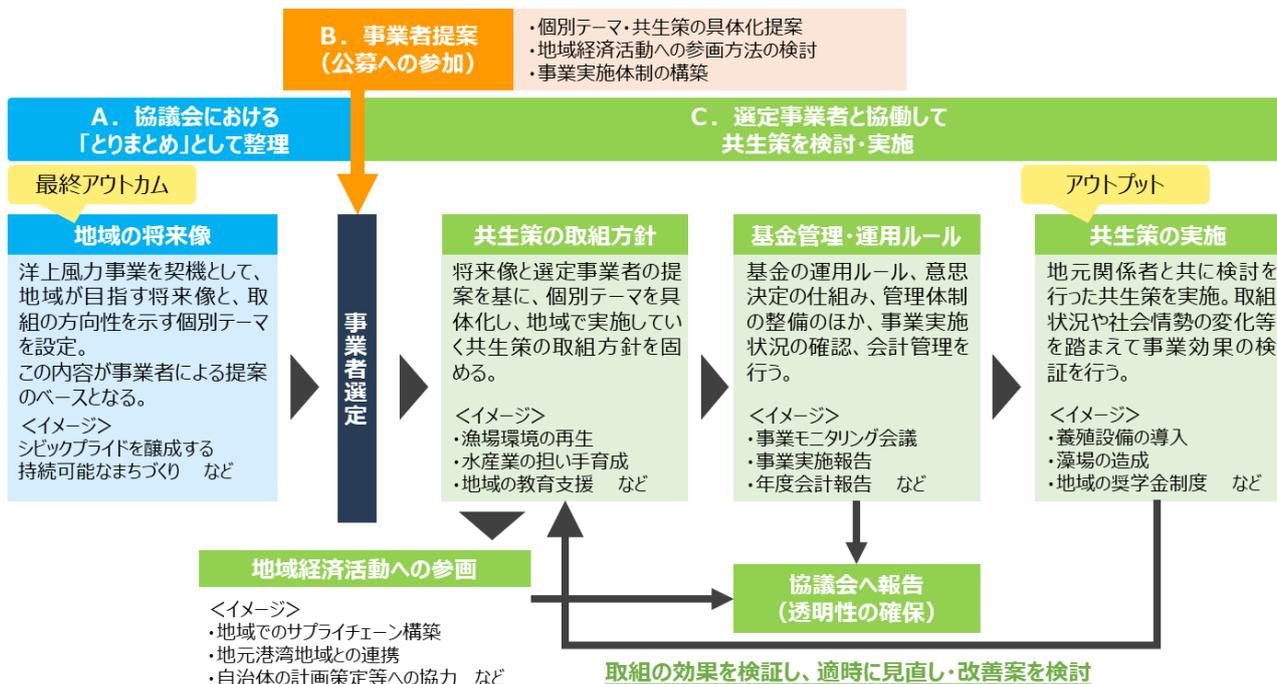
事業者の予見性確保と選定後の円滑な調整のため、協議会構成員の意見を集約し、発電設備等の設置に関して制約を設ける必要がある部分を明確化する。

(3) 合意形成の方法

協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。

- ① 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。
- ② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。（ただし、公共の利益や、当事者及び第三者の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。）

【(参考)「地域の将来像」の策定から共生策の実施に関するフロー】



5. 区域の状況の詳細な調査

有望区域又は準備区域の段階から、実際に海域の現地調査を行うなど、指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するための調査を実施する。

(1) 促進区域の各指定基準に関する調査

促進区域の各指定基準（本法第10条第1項各号）については、主に以下のような手法を用いて調査を行うこととする。（以下は例示である。）

①-1 自然的条件が適当であること（同項第1号）

- ・ 文献調査や現地調査を実施（詳細は後記（2）を参照）

- ①ー２ 出力の量が相当程度に達すると見込まれること（同号）
 - ・ ２．に規定する系統確保スキームの事前調査、又は第３章４．（２）に該当する事業者確保系統の最大受電電力により確認
- ② 航路等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること（同項第２号）
 - ・ 船舶航行データ（AIS データ）を整理
 - ・ 都道府県が保有する情報を収集
 - ・ 関係機関が参加する協議会等において確認
- ③ 当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（同項第３号）
 - ・ 港湾管理者や国土交通省地方整備局等から、風力発電設備の長大部材が長期間にわたり利用可能な埠頭及び必要な埠頭の地耐力や利用形態の確認
- ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（同項第４号）
 - ・ ２．に規定する系統確保スキームの事前調査の実施結果を基に、必要に応じて調査結果の補正及び概略検討の補正を行い、公募時に事業者が行う接続検討申込の前提条件を整理
 - ・ 事業者が自身で確保している系統接続に基づく場合（第３章４．（２）に該当する場合は、当該事業者に対して、接続契約の手続状況を確認
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（同項第５号）
 - ・ 第３章５．の観点に基づき協議会等において確認
- ⑥ 当該区域の海洋環境等の状況からみて、発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること（同項第６号）
 - ・ 海洋環境等に関する調査の結果を踏まえて判断
- ⑦ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（同項第７号）
 - ・ 関係行政機関への照会等により確認

(2) 自然的条件に関する調査内容及び調査方法

上記（１）のうち、気象、海象等の自然的条件に関する調査内容については、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」を踏まえ、当該区域がセントラル方式の適用対象・対象外の別に応じて、以下の整理に基づき対応するものとする。具体的な調査内容・方法は、区域の実状に応じて検討する。

- ① セントラル方式のサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）の対象となる区域
 - ・ JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）が「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」を踏まえ、対象区域毎に個別に仕様を決定して現地調査を実

施する。

※ 調査結果は JOGMEC から公募に参加する事業者に対して提供するため、事業者が公募前に現地調査を行うことは前提としない。

② セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）

- ・ 当該区域の風況は NeoWins (NEDO 洋上風況マップ) 上で年平均風速等を確認することとし、現地調査は実施しない。
- ・ 海底地盤調査は、以下の事項を目安として、有望区域への整理後に国が現地調査を実施する。

(調査項目)

- ・ 海底形状・底質、海底人工物、海底面下の土層構造等（物理探査）
- ・ 海上ボーリング等（地質調査）

(調査方法)

- ・ 地盤ごとのボーリング調査・音波探査等の実測による調査

※ 公募前に自主的な調査を希望する事業者は、当該区域の都道府県による地元自治体や関係漁業団体等との必要な調整が行われた後、調査を実施する。

6. 海洋環境等に関する調査

経済産業大臣及び国土交通大臣は、本法第 10 条第 2 項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとされており（本法第 10 条第 3 項）、環境大臣は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、海洋環境等調査を行う（同条第 4 項）。環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとするときは、海洋環境等調査の項目及び手法等を記載した海洋環境等調査方法書を作成する（本法第 11 条第 1 項）。

具体的には、環境大臣は、以下の手順等により海洋環境等調査方法書の作成及び海洋環境等調査を行う。

① 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況、並びに、海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由等を記載した海洋環境等調査方法書の案を作成する。海洋環境等調査の項目及び手法の選定に当たっては、地域の特性や洋上風力発電事業の特性を勘案して個別に判断する。

項目に関しては、例えば、以下の項目を記載することが考えられる。

- ・ 沿岸における残留騒音
- ・ 海域における水中音の特性
- ・ 主要な眺望点の特性
- ・ 鳥類の生息及び分布状況
- ・ コウモリ類の生息及び分布状況
- ・ 海生哺乳類の生息及び分布状況
- ・ ウミガメ類の産卵地の状況、産卵の状況 等

手法に関しては、上記の項目ごとに、調査手法（例えば、現地調査、資料調査、ヒアリング調査等の具体的な内容）について記載することが考えられる。

② 海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及びその手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見（以下「環境保全意見」という。）を求め、海洋環境等調査方法書の案の縦覧及び公表等を行う（同条第2項）。また、海洋環境等調査方法書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催する（同条第3項）。さらに、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、環境保全意見を求める（同条第6項）。加えて、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴く（同条第8項）。

③ 作成した海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の項目ごとに、当該海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表する（本法第10条第4項）。

なお、環境大臣が作成した海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して、選定事業者は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく環境影響評価手続を、経済産業省作成の「発電所に係る環境影響評価の手引」並びに環境省及び経済産業省作成の「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン」を参考にしつつ、実施するものとする。

7. 促進区域の指定基準への適合性の判断

促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査等が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。

なお、第3章4.（1）に規定する系統確保スキームに基づき第4号基準の適合性を確認する場合、5.（1）④の公募時に事業者が行う接続検討申込の前提条件を整理した後、国から電力広域的運営推進機関を通じて、一般送配電事業者等に暫定的な連系予約を要請する。

適合性の判断は、公平性、公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。

この第三者委員会は、促進区域指定に係る事業者の予見可能性を確保するため、年度ごとなど、定期的を開催することとし、その時点までに協議会における協議及び詳細調査が完了している区域を対象として第三者委員会に諮り、その意見を踏まえ、経済産業省及び国土交通省において指定基準への適合性を判断する。

なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。ただし、促進区域の指定を公示した段階で、適合性に関する第三者委員の意見等については公表するものとする。

8. 計画的・継続的な促進区域の指定

（1）計画的・継続的な促進区域の指定のための考慮事項

長期的、安定的かつ効率的に洋上風力発電事業を促進していくためには、地域関係者の理解が得ら

れることを前提として、計画的・継続的な市場形成に努めることが重要である。

このため、促進区域の指定の案の決定に係る第三者委員会においては、以下の観点からも議論を行い、これを踏まえて促進区域の指定の案を決定することとする。

- ① 中長期的な観点から、年間の洋上風力発電の導入量に偏りが生じないこと
- ② 特に初期の段階において、洋上風力発電産業の成熟度合いも加味し、段階的に導入拡大を図ること

(2) 洋上風力発電の導入拡大の見通しに係る情報提供

事業者の予測可能性を確保し、国内投資を促すという観点から、今後の洋上風力発電の導入拡大の見通しについて、可能な限り情報提供することに努める。

9. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等

(1) 促進区域指定の案の公告・縦覧

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定の案を作成したときは、当該指定をしようとする促進区域の位置及び区域を公告するとともに、促進区域の指定の案を、指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する（本法第10条第5項）。

上記の公告があったときは、利害関係者は、縦覧期間の終了日まで、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して意見書を提出することができる。

(2) 関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事、協議会からの意見聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、利害関係者から提出された意見書の写しを添えて、促進区域の指定の案について農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、当該指定をすることについて各行政機関の立場から支障がないかを確認する。

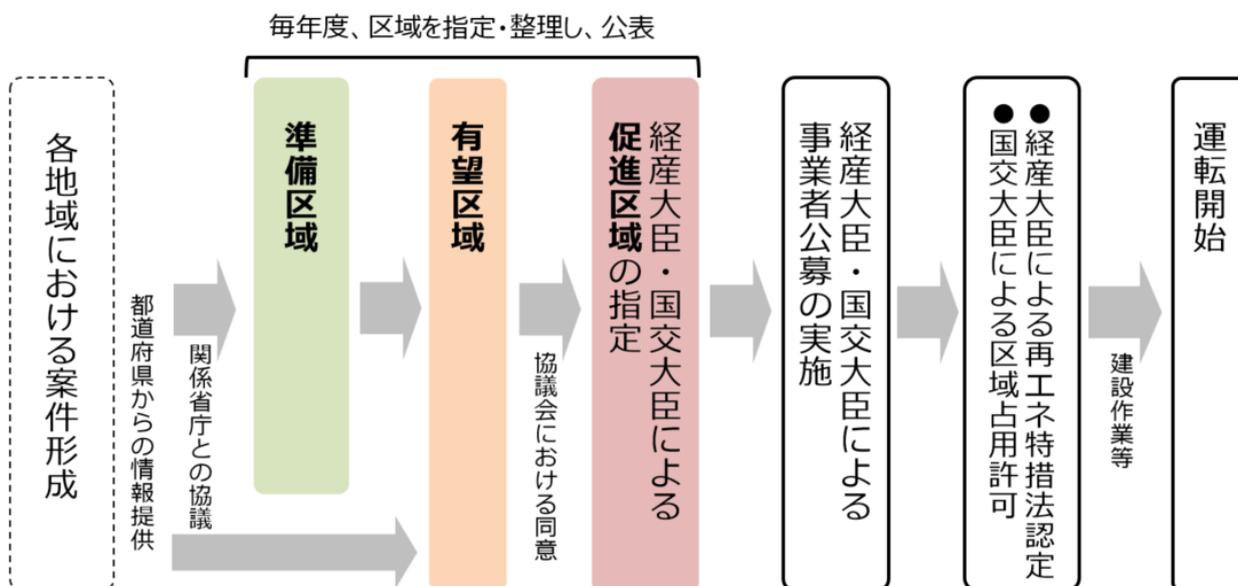
また、促進区域の指定の案について、利害関係者の意見書や関係行政機関の長との協議結果も踏まえて、関係都道府県知事及び協議会の意見を聴取する（本法第10条第7項）。

(3) 促進区域の指定、当該区域の概要の公告

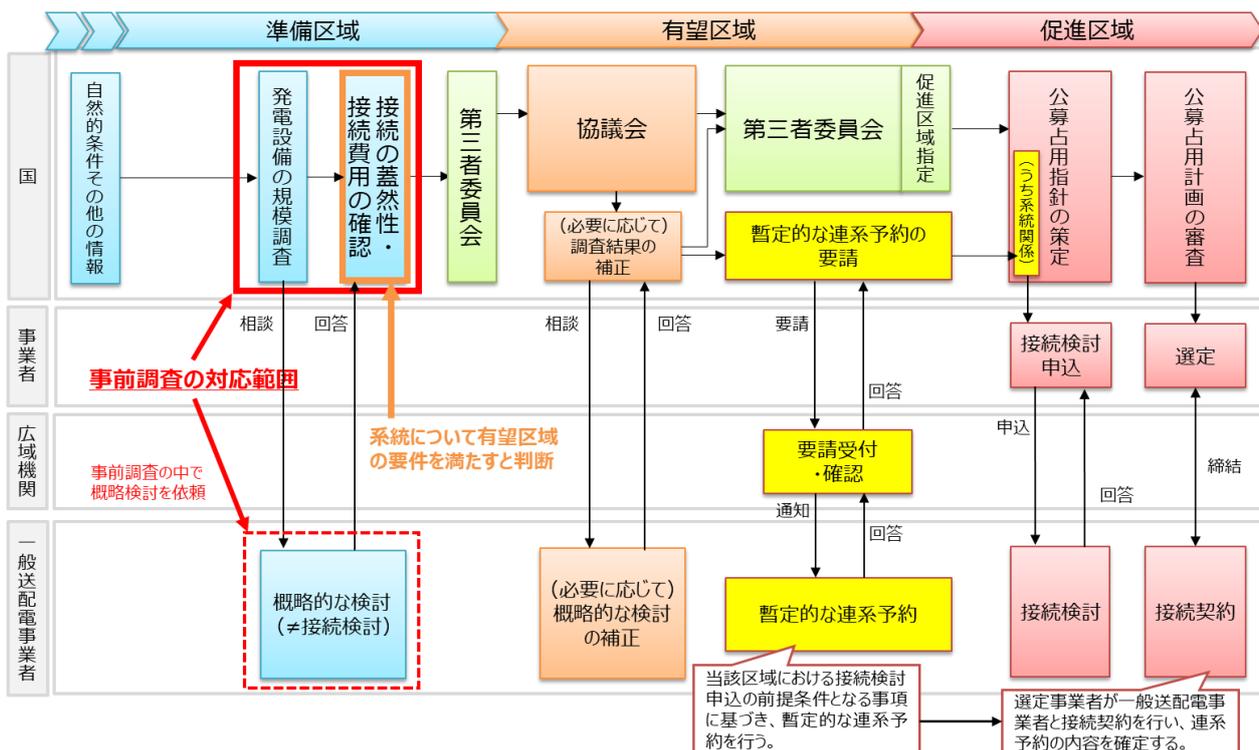
上記（1）及び（2）の経路を経た上、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定する。

促進区域を指定したときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、当該指定をした促進区域の位置及び区域を公告する（本法第10条第8項）。

【(参考) 促進区域指定及び運転開始までのプロセスの流れ】



【(参考) 系統確保スキームの流れ】



10. その他の留意事項

(1) 固定資産税について

一般海域においては、自治体間の境界が明確でない場合が多く、固定資産税の課税主体が不明である場合が想定される。これについては、促進区域の指定に先立つ協議会設置の段階から、関係自治体において、一般海域における自治体間の境界の確定手続きを行っていくこととする。

(2) 都道府県条例に基づく海域の占用許可との関係について

一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や今後促進区域として指定される可能性のある区域については、以下の観点から、原則、都道府県条例に基づく占用許可により実施するのではなく、本法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切である。このため、当該趣旨について国は都道府県に対して令和元年6月11日付で周知を行った。

- ① 計画的・継続的に洋上風力発電を促進することが重要であること
- ② 先行的に小規模で実施している事業者がいる場合には適切な競争環境の確保ができない可能性があること
- ③ 海洋に関する施策との調和を図りつつ、発電設備の整備に係る海域の利用を促進するためには、国、関係地方公共団体が密接に連携して進める必要があること
- ④ 本法には、促進区域の指定、占用に係る計画の認定制度、非常災害時における緊急措置、監督処分等の規定を定めているが、これらの規定は都道府県の条例に必ずしも定められているものではないこと

その後、周知内容に関して国の考え方を示してもらいたい旨の要望を都道府県から受けたことを踏まえ、令和2年4月6日付で国から都道府県に対し、地方自治法に規定する技術的助言を行った。その概要は以下のとおりである。

- ① 一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や、今後促進区域に指定される可能性のある区域について、国有財産法上の占用許可を行わないこととする根拠について
 - 「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号）では、行政財産の使用許可ができる場合の具体事例として、「公共性・公益性・中立性に反しない」ことを前提に、「一時的又は限定的なため業務運営上支障が生じない場合」あるいは「社会的又は経済的な見地から妥当な場合」が示されている。
 - 国が促進区域を指定し、公募を通じて最も適切な者を選定することで、長期的・安定的・効率的な発電事業を実現する本法がある中、一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や、今後促進区域に指定される可能性のある区域において、本法に基づく公募を経ずに都道府県条例で占用許可を与えることは、長期的・安定的・効率的な発電事業を実施する機会を喪失することになり、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」における「公益性」に反すると考えられる。
- ② 「一定規模」の目安について
 - ガイドライン策定時の「これまでの陸上風力発電におけるコストデータを分析すると、3万kW以上の案件について、より低い資本費で事業が実施できている」という記載を踏まえ、3万kWが「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域」の1つの目安になる。
- ③ 「今後促進区域に指定される可能性のある区域」の具体的な例
 - 国又は都道府県が促進区域の指定に向けて検討を行っている又は今後検討を行う可能性がある区域が該当する。

また、上記の整理を明確化する観点から、以下のとおり補足する。

令和2年4月6日付の技術的助言の中で示している「国有財産法上の占用許可を行わないこととする根拠」の考え方を踏まえれば、都道府県条例による占用許可は、本法が存在する中での例外的な措置として解すべきであり、その例外にあたる事例として、「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域」に該当しない場合や、促進区域に指定される見込みが乏しい場合が示されている。

そのうえで、「一定規模」の目安として引用した3万kWという数値は、「発電事業に用いる海域」を単位として判断することが適切であると考えられる。この「発電事業に用いる海域」の単位の捉え方は、地域の実情を踏まえて個別に判断されるべきものと思料されるが、例えば、当該海域に関わる利害関係者が同一とみなせる海域（一例として、同じ免許権者が管理する共同漁業権内の水面）を一つの単位とすることが想定される。

また、「一定規模」に満たない区域として都道府県条例に基づき占用許可を発出する場合であっても、例えば、発電した電気の地域活用を盛り込む計画であるか等、都道府県条例という性質を考慮して許可の判断を行うことが望ましいと考えられる。

他方、「促進区域に指定される見込みが乏しい場合」の例としては、国や自治体等の公的機関の関与の下に実施される実証事業等、その性質から一時的又は限定的であり、本法における「長期的」な発電事業を前提とした運用になじまず、かつ、行政財産の取扱い基準と整合が取れる案件が想定される。

(3) 一般海域における発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保について

本法においては、促進区域の指定及び発電設備の設置及び維持管理の基準にて、周辺を航行する船舶への影響を軽減する観点から発電設備と航路との間に一定の離隔距離を確保すること等を求めている。

発電設備と航路の離隔距離については船舶の航行に一定の制約がかかる港湾区域内を想定した離隔距離の確保の具体的な考え方は示されている一方で、国連海洋法条約においても自由航行が原則とされている一般海域等を対象とした考え方は明示されていなかったところ。

船舶航行の安全確保と発電設備導入の利害調整に時間を要している例も生じていることから、一般海域における離隔距離の考え方について、令和8年3月24日付で国から都道府県等に対し、地方自治法に規定する技術的な助言として事務連絡の発出を行った。その概要は以下のとおりである。

- ① 本事務連絡は、案件形成の初期段階における、利害関係者と海域利用範囲等を調整・検討する際の離隔距離の考え方についてのものである。
- ② 離隔距離及び対象とする航路は、海域の状況を考慮し、ケースバイケースで利害関係者と調整の上で決定すること。
- ③ 周辺を航行する船舶の安全確保に向け、必要に応じて安全措置の検討も併せて実施すること。
- ④ 既存の航路上で案件形成を進める場合、発電設備設置後の航行環境の変化等の詳細な検討が必要になる可能性に留意すること。
- ⑤ 発電設備の配置計画を議論する段階では、特に周辺を航行する船舶に対する影響を緩和する観点からの議論を適切に行うこと。

第5章 本ガイドラインの補足

1. ガイドラインの補足

都道府県や地元関係者、事業者等の予見可能性を可能な限り高めるため、特に、全国で統一的に周知すべき事項がある場合など、本ガイドラインの補足等がある場合は、経済産業省及び国土交通省は、関係省庁の所管に関する事項については関係省庁と相談の上、HP等において周知することとする。